

感染者の動向

感染者数／1日*	9人(ほぼ収束)
累計死亡者数	60人
死亡者数／100万人	1人

(*11月23日～11月29日の平均) ※出所：WHO

行動・活動制限

活動制限	ほぼ撤廃
実施主体	
タイ政府：以下2つの省庁横断組織で管理。 ・ 新型コロナウイルス状況管理センター (CCSA) ・ 経済状況管理センター (CESA)	
具体的制限	
・ タイ政府は23日の閣議で非常事態令を1月15日まで延長することを決定。	
その他 (在留許可自動延長期間の終了)	
・ タイ国内滞留者の在留許可の自動延長期間が10月末をもって終了。10月末までに必要手続きを取っていない場合、11月以降はビザが失効した状態となるため、入国管理事務所への速やかな連絡を行うこと。	

空港再開／直行便

空港	稼働中
日本からの直行便・乗り継ぎ便	
<ul style="list-style-type: none"> ・ タイ民間航空公社 (CAAT) は、10月27日、「タイへの国際便の入国許可に係る条件 (第4版)」を发出。チャーター便に限り、スワンナプーム・ドムアンの両空港を利用する場合、2時間以内のトランジットを認めるもの。 	

経済活動再開の状況

経済活動制限
主要規制・制限
<ul style="list-style-type: none"> ・ 9月16日、CESAは9月16日の会合で、短期経済刺激策 (①500パーツ・3カ月間の現金支給、②社会的弱者の支払い補助) および中長期策 (①インフラ開発、②インフラ管理構造の刷新、③政府関係機関の能力開発、④タイ湾横断橋建設のプレ/F/S調査) を承認。

日本人に対する入国制限

日本人の入国	条件付きで可
外務省渡航情報	
レベル2：不要不急の渡航は止めてください。(感染症)	
措置の概要	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 在京タイ大使館は、12月の特別便運航計画、手続き概要をHPで発表。他方特別観光ビザ (STV) については、10月30日に日本の感染リスクを中度に引き上げ、発行対象外に。 http://site.thaiembassy.jp/jp/news/announcement/9645/ http://site.thaiembassy.jp/jp/visa/type/9560/ 【全体フロー】 ①有効な労働許可証 (WP)、BOIからのビザ申請承認状、もしくは労働省からのWP3 (WP事前審査受理所) を準備【A】 ②以下手続きを平行して実施 <ul style="list-style-type: none"> ● 航空券の各自購入 (※上記ページ中リンクより予約) ● 隔離ホテル (ASQ) の予約 (http://www.hsscovid.com/) ● コロナ治療費付保の、10万米ドル以上の旅行保険 (英文) ③ (ビザ非保有者のみ) フライトごとの指定日のビザ申請を予約 ④ 入国許可証 (Certificate of Entry, COE) の申請 ⑤ 英文の渡航可能健康証明書 ⑥ (渡航72時間以内) RCR検査・非感染証明書の入手 	
【上記④のCOE申請時に必要な書類】	
以下必要書類をPDFでメール送付、かつGoogleフォーム経由で申請。不備がなければ出発4営業日までにCOEがメールで送付。	
①パスポート顔写真ページ・ビザ・再入国許可印押印ページのコピー (※ビザ非保有者はビザ申請予約票)、②航空券のE-チケット/予約確認書、③記入済み申告書、④英文旅行保健証、⑤ASQ予約確認書、⑥上記フローの【A】のいずれか	
【出国時必要書類】	
①パスポート、②COE、③記入済みの申告書 (原本)、③英文のFit-to-Fly健康証明書 (原本)、④PCR検査・非感染証明書 (原本)、⑤旅行保険証、⑥ASQ宿泊予約確認書	

非常事態期間の延長続くも、乗換目的の空港利用など、一部措置は緩和。

- ・ タイ政府は非常事態令の1月15日までの延長を決定。クリスマスや年末年始等のイベント等を考慮し、従来1カ月だったところ、1カ月半の延長となった。
- ・ タイ観光公社は10日、外務省が観光ビザ発給要件を緩和したことを発表。また特別観光ビザでの入国者、本社経営層等の短期渡航の隔離要件緩和も継続して検討。
- ・ ターク県が第二友好橋等全ての国境で導入した国境閉鎖措置は22日に終了も、積み替え場所を税関検査場エリアに限定するなど、引き続き感染伝搬を警戒。



バンコク事務所
蒲田 亮平



現地日系企業の活動状況

現地日系企業の抱える課題

操業状況

- ・10月工業生産指数は前年同月比で▲0.5%となり、5月を底とした回復が継続。
 - 総合：▲0.5%
 - 自動車：▲3.5%（エンジン▲2.4%、乗用車▲8.5%、ピックアップ0.3%）
 - 家電：13.7%（エアコン▲3.7%、冷蔵庫38.0%、洗濯機17.7%）
 - 電子機器：5.0%（HDD▲1.8%、集積回路4.4%、PCBA4.3%、PC類29.6%）
- ・タイ工業連盟（FTI）は11月17日、2020年10月の自動車生産台数が前年同月比2.2%減の14万9,360台と、18カ月連続のマイナスになったと発表。他方、特に前年同月比で国内販売向けの自動車生産が大きく伸びたことで、下げ幅は9月に比べて大きく縮小し、ほぼ前年同月並みに回復した。
- ・11月16日にNESDCが発表した第3四半期実質GDPは、前年同期比▲6.4%となり、第2四半期（▲12.2%）から反発。消費支出が同▲0.6%と、堅調に推移した。

サプライチェーン、物流への影響

- ・7月2日より、4月以降タイ側措置で閉鎖していたタイ・マレーシア国境（パダンバサー）でのトラック通行が可能に。
- ・ミャンマーの感染拡大を受けて入国措置を厳格化していた国境各県は、やや措置を軟化。ターク県が10月18日に出していた、第二友好橋等の国境の一時封鎖措置は25日に終了。ただし積み替え場所の指定など必要な検疫措置を継続。
- ・タイ財務省は7月20日、トランジット貨物の法定滞留期間（30日間）および超過貨物の国家による没収の規定を、3月26日に遡り一時的に無効とする措置を発表。

現在抱える課題、懸念

- ・6月30日に盤谷日本人商工会議所（JCC）が発表した、2020年上期日系企業景気動向調査（<https://www.jcc.or.th/>）によると、新型コロナウイルスによる具体的な影響として、タイでの消費減速・売上減少を挙げる企業が474社（77%）と最大に。また日本等からの出入国制限による事業実施への障害についても397社（65%）の企業が課題と回答。
- ・上記調査では、資金繰りへの影響が「ある」と答えた企業が271社（44%）、「ない」と答えた企業が340社（56%）となった。影響があると答えた企業のうち、216社（72%）は投資削減や内部留保切り崩しで対応。



現地政府の企業支援策（進出日系企業を対象に含むもの）

経済支援策

支援概要

電気料金軽減措置
の年末までの延長

従来電気料金については、最低料金制度が採用されていたものの電力消費量が大きく減少したことを受け、4月から9月末まで実際の消費量に応じた課金体系に一時的に変更。当該措置を、12月末まで延長するもの。

J

ジェットロからのお知らせ

イベント情報

開催日

セミナー・イベント名

2020年12月2日
15：00～16：00
（日本時間）

【現地発ウェビナー】現地所長が語る —コロナ禍のアジアへの影響と2021年展望—「新型コロナウイルス感染拡大によるタイ・ビジネス環境の変化」
<https://www.jetro.go.jp/events/ora/34c9d842c9cbbfe1.html>

ジェットロメンバーズ

ジェットロメンバーズの方に向けて、毎日、コロナ関連動向を含む海外の政治・経済の速報記事を配信中。詳しくは[こちら](#)をご覧ください。

お問い合わせ

（国内）

新型コロナウイルス相談窓口
TEL :03-3582-5651

（平日9時～12時/13時～17時
（土日、祝祭日を除く））

（海外）ジェットロ・バンコク事務所

■法務・労務・税務等専門家へのご相談
E-mail : PF-BGK@jetro.go.jp
■その他ご相談、事業・本記載内容への問合せ
E-mail : BGK@jetro.go.jp